

地域活動支援・連携促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第1号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）補助対象者の要件

- ア 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の主体が参画するものとする。
- イ 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の地域センターが同時に参画することができるものとする。
- ウ コンソーシアムにおいて、当該コンソーシアムに参画する地域センターのうち、一の地域センターに限り、事業運営管理及び経理を担当する幹事団体に指定するものとする。

（2）補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費のみ認めるものであり、以下の経費については、一切対象としない。

- ア 机、椅子等の調度品、複写機等のOA機器など、補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- イ ホームページの開設、通信回線の付設など、補助事業者の生活基盤を整備するための経費
- ウ 事故・災害の処理のための経費
- エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

（3）二酸化炭素削減量の把握等

事業実施者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（4）留意点

補助対象事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

- ア 事業の内容は、要綱第4条第1項第1号に示されているとおり「エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業」であり（節電を通じて行われる事業を含む。）、専ら普及啓発と捉えられる事業は除かれるものであること。

- イ 事業実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制効果については、外部有識者等の意見を踏まえこれを推計するとともに、より効果の高い事業となるよう努めること。
- ウ 事業の実施計画段階から各主体の意見が尊重されるよう、また、可能な範囲で地域特性を活かした事業となるよう努めること。
- エ コンソーシアムの構築及び事業の実施に当たっては、より多くの団体等の参画が得られるよう、また、地球温暖化防止活動推進員との連携が図られるよう努めること。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第4号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 対象事業の要件

本事業では、シェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて、小規模な地方公共団体の施設の高いレベルでの省エネ化を行う取組であり、以下の要件を満たすものを対象とする。

- i) 地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3に規定する地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。）に基づいて行う事業であること。
- ii) 整備する施設・設備が、その普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。
- iii) 地方公共団体と民間事業者（ESCO事業者）が共同で申請するものであること。

(2) 要綱第5条第6項第3号の算定方法による算定額

要綱第5条第6項第3号の算定方法による算定額は、原則として当該設備による年間の光熱費削減見込額を2倍した額を対象経費から引いた額とする。

(3) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(4) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度とりまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに地方環境事務所に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

平成○年度小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業の事業報告書

平成○年○月○日
地方公共団体名
事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

【補助事業で整備した設備の概要を記載する。】

3. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備の利用状況等を記載する。】

4. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）】

5. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、地域住民等からの意見も踏まえ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における他の地方公共団体、地域の事業者等への波及効果や本報告を行う地方公共団体における同様の設備導入実績等を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】

国立公園核心地域等における低炭素化促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第9号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、自然豊かな国立公園核心地域等において低炭素化・エネルギーの地消地産を図るとともに、自然との共生モデルとして、全国への普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

① 省エネルギー施設・設備の整備・改修

LED照明、高効率給湯器、高効率空調等の設備導入、断熱性向上のための施設改修等、省エネルギー化の効果を得られる施設・設備の整備・改修であり、以下の要件を満たすものを対象とする。

- i) 自然公園法第10条第6項において認可される見込みがあること。
- ii) 一部の施設改修や設備の導入ではなく、公園事業施設全体で省エネルギー化を図るものであること。
- iii) 建物の全面的な建て替え又は改修ではないこと。
- iv) 国立公園利用者への地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

② 自然再生エネルギー施設・設備の導入

太陽光、水力、風力、地中熱、地熱等の自然再生エネルギーを活用した発電施設（公園施設の規模に応じた小型のものに限る。）・設備の導入であり、以下の要件を満たすものを対象とする。

- i) 自然公園法第10条第6項において認可される見込みがあること。
- ii) 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。
- iii) 河川法、温泉法等の関連する法令により許認可がなされている、あるいは許認可される見込みがあること。
- iv) 自然再生エネルギーのポテンシャルや自然環境への影響等の必要な事前調査が十分に行われ、施設・整備導入に際して地域の関係者の合意を得られているものであること。
- v) 国立公園利用者への地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

（2）維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

(3) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る施設・設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度とりまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成25年5月15日から施行する。

別紙様式(国立公園核心地域等における低炭素化促進事業の事業報告書の作成例)

平成○年度国立公園核心地域等における低炭素化促進事業の事業報告書

平成○年○月○日
事業主体名
事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

【補助事業で整備した設備の概要を記載する。】

3. 事業の実績

【本報告の対象とする年度（補助事業に係る設備の使用を開始した年度においては、使用開始の日からその年度の3月末までの期間。以下同じ。）における補助事業で整備した設備の利用状況等を記載する。なお、自然再生エネルギー施設・設備の導入を行った場合は、発電量と使用量についても記載すること。】

4. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

(2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量（実績）が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）】

5. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度における光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、地域住民等か

らの意見も踏まえ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における地域の事業者等への波及効果や本報告を行う事業者における同様の設備導入実績等を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】